

## 参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 18 日

和泉市長 辻 宏 康

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中部地区

（内田町、唐国町、箕形町、寺田町、松尾寺町、春木川町、若樫町、久井町、春木町、国分町、黒石町、平井町、納花町、三林町、鍛冶屋町、和田町、浦田町、万町、室堂町、池田下町など）

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 23 日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

認定農業者 22 経営体（内法人 3 経営体）

新規就農者等 1 経営体

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者や農業をリタイア・経営転換する人は、積極的に農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を促進する。

## 6. 地域農業の将来のあり方

取組事項：生産品目の明確化、複合化、6次産業化、高付加価値化、  
新規就農者の促進

担い手が現状十分とは言えないことから、新規就農の受け入れを進め、将来的な担い手を確保していく。並行して、耕作放棄地等を認定農業者等へ集積・集約化していくことで、その解消を図り、集積等においては、担い手の効率的な営農に配慮し、進めていく。農地の集積・集約化を進めていくうえでは、農業機械等の進入が可能となるよう基盤整備も重要となる。

また、中長期的には、市の施設を活用した強みのある作物作りから耕作放棄地等を活用したそれらの産地化を進め、更なる地域農業経営の発展を図っていく。